

平成 24 年 10 月吉日

道銀純金積立「金未来」 ご利用のお客さまへ

株式会社 北海道銀行

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は北海道銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにご愛顧いただいております道銀純金積立「金未来」のご契約内容につきまして、弊行業務委託先である三菱商事株式会社が平成 24 年 11 月 1 日付けで純金積立関連事業を田中貴金属工業株式会社に事業移管することに伴い、業務委託先を三菱商事株式会社から田中貴金属工業株式会社に変更することになりました。つきましては、本契約内容（道銀純金積立契約規定）に一部変更が生じることから、別紙にてご案内申し上げます。

なお、業務委託先は変更となりますが、その他の契約内容に変更はございませんので、引き続き北海道銀行をご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

【お問合せ先】

北海道銀行お取引店：当行の店舗検索のページ

（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時）

平成24年11月1日より道銀純金積立契約規定を下記のとおり一部変更させていただきます。

道銀純金積立契約規定

現行	変更後
<p>第1条 契約内容</p> <p>(1) 道銀純金積立契約(以下「本契約」といいます。)は、お客様の預金口座から、あらかじめ一定金額を口座振替の方法によりお支払いいただき、その金額に相当する金地金をお客様の委託により当行が分割して購入し、お客様が購入された金地金をお客様のご指示によって保管、返還、売却いたします。</p>	変更なし
<p>(2) 当行は、金地金の保管及び引出等の手続きを三菱商事株式会社(以下「業務委託先」といいます。)に委託します。</p>	<p>(2) 当行は、金地金の保管及び引出等の手続きを田中貴金属工業株式会社(以下「業務委託先」といいます。)に委託します。</p>
第2条から第8条までは現行通り	
<p>第9条 金地金引出し</p> <p>(1) お客様が積み立てられた金地金を引出しする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、純金積立申込確認書または純金積立残高報告書等ご契約の事実を証する書面(以下「申込の証」といいます。)とともに当行に提出してください。当行は金地金を配達証明書付書留郵便又は宅配便にてご返却します。受領者の配達証明書または受領書の取得により、かかる金地金がお客様に届いたものとみなします。この場合の所定の送料および保険料等(以下「送料等」といいます。)は、お客様のご負担とし、着払いとさせていただきます。店頭でのご返却は致しません。なお、ご返却には当行所定の日数を要します。</p>	<p>(1) お客様が積み立てられた金地金を引出しする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、純金積立申込確認書または純金積立残高報告書等ご契約の事実を証する書面(以下「申込の証」といいます。)とともに当行に提出してください。当行は金地金を書留郵便又は宅配便にてご返却します。受領者の受領書の取得により、かかる金地金がお客様に届いたものとみなします。この場合の所定の送料および保険料等(以下「送料等」といいます。)は、お客様のご負担とし、着払いとさせていただきます。店頭でのご返却は致しません。なお、ご返却には当行所定の日数を要します。</p>
<p>(2) 引出しは、金地金(1kg、500g、100gの中からお客様が御指定の重量範囲内での大きい順)によりできるものとし、原則として引出し申込み日前営業日現在のお客様が積み立てられた金地金重量残を限度とします。</p>	変更なし
<p>(3) 本条第1項から第2項のお取扱いにおいて、金地金のお引き取り前に生じた価格変動等による損害については、当行は責任を負いません。また、金地金のお引き取り後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の危険はお客様のご負担とします。</p>	変更なし
<p>(4) お客様の金地金のお引き取りがない場合は、ご返却金地金は管轄郵便局または運送業者より業務委託先へ返送されます。この場合、業務委託先ではお客様よりお引き取りのお申し出があるまで、当該金地金を再度保管致します。</p>	変更なし
<p>(5) お客様のご希望により前日までに購入した金地金を引出し、当行所定の方法により業務委託先に引渡すよう指定することができます。</p>	変更なし
第10条から第21条までは現行通り	